



鳥取県公報

平成14年7月9日(火)
号外第106号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(54)(総務課).....10 鳥取県産業廃棄物処分場税条例(55)(税務課).....12
-----	---------------------------------------------------------------------

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例

1 設置(第1条関係)

日野郡における諸課題に関する住民の意見を県政に反映させ、もって同郡の地域の発展と住民福祉の向上に資するため、鳥取県日野郡民行政参画推進会議を置くこととした。

2 所掌事務(第2条関係)

鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、次に掲げる事務を所掌することとした。

- (1) 日野郡内における総合的かつ計画的な県政の運営を図るための指針について調査審議し、知事に意見を述べること。
- (2) 日野郡内で実施される県の事業について調査審議し、知事に意見を述べること。
- (3) その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題について調査審議し、知事に意見を述べること。

3 組織(第3条関係)

鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員30人以内で組織することとした。

4 委員(第4条関係)

(1) 委員は、応募資格者のうち10人以上の者の推薦を得て公募に応募した者(以下「応募者」という。)から、アからウまでを順次適用して選出された者を、知事が任命することとした。

ア 公募の開始の日において年齢満40年未満の応募者から、男性及び女性それぞれ3人を、抽選により選出する。ただし、当該応募者のうち男性又は女性の人数が2人以下である場合は、当該2人以下である男性又は女性(以下アにおいて「少数者」という。)を選出するとともに、年齢満40年未満の少数者以外の応募者から、6人から少数者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

イ アにより選出された者以外の応募者から、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める人数の者を、抽選により選出する。ただし、同表の左欄に掲げる区分ごとの男性又は女性の人数が同表の右欄に定める人数(当該人数が2つある場合には、いずれか少ない人数。以下この号において同じ。)に満たない場合は、当該人数に満たない男性又は女性(以下イにおいて「少数者」という。)を選出するとともに、少数者と同性の少数者以外の応募者(アにより選出された者を除く。)から、同表の右欄に定める人数から少数者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

区 分	人 数		
	男性	女性	計
日南町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に記載された居住地（以下「居住地」という。）が日南町である者	4人	4人	8人
日野町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が日野町である者	2人 又は 3人	2人 又は 3人	5人
江府町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が江府町である者	2人 又は 3人	2人 又は 3人	5人
溝口町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が溝口町である者	3人	3人	6人

ウ ア及びイにより選出された者以外の応募者から、30人からア及びイにより選出された者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

(2) この条例に定めるもののほか、(1)による委員の公募及び抽選に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

(3) 委員の任期は、2年とすることとした。

(4) 委員は、再任されることができるとした。

(5) 知事は、委員がア及びイのいずれかに該当するときは、その委員を解任することができることとした。

ア 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

イ 委員たるに適しない非行があると認められるとき。

5 応募資格者（第5条関係）

4の(1)の応募資格者とは、6の(1)及び(2)に掲げる者のいずれかに該当する者のうち、次に掲げる者以外の者をいうこととした。

(1) 就任について公選又は議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職に属する地方公務員

(2) 常勤の地方公務員及び国家公務員（臨時的に任用される者を除く。）

(3) 公職（公職選挙法に規定する公職をいう。以下(3)において同じ。）の候補者又は公職にある者

6 推薦をできる者（第6条関係）

4の(1)の推薦をできる者は、公募の開始の日において次の(1)及び(2)に掲げる者のいずれかに該当する者とする事とした。

(1) 年齢満18年以上の日本国民で日南町、日野町、江府町又は溝口町の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 次に掲げる年齢満18年以上の外国人で居住地が日南町、日野町、江府町又は溝口町であるもの

ア 出入国管理及び難民認定法の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者

ウ 出入国管理及び難民認定法による在留資格をもって3年以上在留する者（ア及びイに掲げる者を除く。）

7 失職（第7条関係）

委員は、5の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき、又は6の(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しなくなったときは、その職を失うこととした。

8 会長（第8条関係）

- (1) 鳥取県日野郡民行政参画推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。
- (2) 会長は、会務を総理し、鳥取県日野郡民行政参画推進会議を代表することとした。
- (3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することとした。

9 会議（第9条関係）

- (1) 鳥取県日野郡民行政参画推進会議の会議は、知事が招集し、会長が議長となることとした。
- (2) 知事は、委員総数の3分の1以上の数の委員から招集の請求があるときは、会議を招集しなければならないこととした。
- (3) 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないこととした。
- (4) 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くことができることとした。

10 意見の取扱い（第10条関係）

- (1) 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員が会議で述べた意見をすべて知事に提出することとした。
- (2) 知事は、鳥取県日野郡民行政参画推進会議から提出された意見を精査した上で、これを尊重し、日野郡の地域の発展と住民福祉の向上のため、県政に反映させることとした。

11 庶務（第11条関係）

鳥取県日野郡民行政参画推進会議の庶務は、鳥取県日野総合事務所において処理することとした。

12 雑則（第12条関係）

この条例に定めるもののほか、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の運営に関し必要な事項は、鳥取県日野郡民行政参画推進会議が定めることとした。

13 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例は、施行の日から起算して4年を経過した日に、その効力を失うこととした。

鳥取県産業廃棄物処分場税条例**1 趣旨（第1条関係）**

この条例は、産業廃棄物処分場税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めることとした。

2 課税（第2条関係）

県は、地方税法（以下「法」という。）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を課することとした。

3 定義（第3条関係）

- (1) この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。
 - ア 産業廃棄物 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物をいうこと。
 - イ 中間処理産業廃棄物 発生から埋立処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいうこと。
 - ウ 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設で鳥取県内の区域内に所在するものをいうこと。
 - エ 最終処分業者 廃棄物処理法の規定による鳥取県知事（以下「知事」という。）の許可（廃棄物処理法の規定による変更の許可を含む。）を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいうこと。
 - オ 特別徴収 産業廃棄物処分場税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収

すべき税金を納入させることをいうこと。

カ 特別徴収義務者 特別徴収によって産業廃棄物処分場税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいうこと。

キ 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき産業廃棄物処分場税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいうこと。

ク 納入金 特別徴収義務者が徴収し、かつ、納入すべき産業廃棄物処分場税をいうこと。

ケ 徴収金 県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいうこと。

コ 納入書 特別徴収義務者が産業廃棄物処分場税に係る徴収金を納入するために用いる文書で、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいうこと。

サ 申告納付 納税者がその納付すべき産業廃棄物処分場税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいうこと。

シ 納付書 納税者が産業廃棄物処分場税に係る徴収金を納付するために用いる文書で、納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいうこと。

ス 納入通知書 法及びこの条例の規定により科せられた過料その他収入金の額及びその納期限等をその者に対し告示するために県が作成する文書をいうこと。

(2) 最終処分場に搬入される廃棄物処理法に規定する廃棄物は、産業廃棄物とみなすこととした。

4 賦課徴収(第4条関係)

産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例の定めるところによることとした。

5 納税義務者等(第5条関係)

産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(次に掲げる搬入を除く。)に対し、中間処理産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下5において「未処理産業廃棄物」という。)にあっては事業活動に伴って当該搬入に係る未処理産業廃棄物を生じさせた者(以下5において「排出者」という。)に、中間処理産業廃棄物にあっては産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした者(以下「中間処理者」という。)に課することとした。

(1) 中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものを除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入

(2) 排出者が自ら生じさせた未処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入

6 課税免除(第6条関係)

知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物処分場税を課さないこととした。

(1) 下水道法に規定する公共下水道又は流域下水道から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びにこれらを処理した後のもの並びに当該汚泥の焼却施設において発生するばいじん

(2) その他知事が別に定める産業廃棄物

7 課税標準(第7条関係)

(1) 産業廃棄物処分場税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとした。

(2) 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなすこととした。

8 税率(第8条関係)

産業廃棄物処分場税の税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。

9 端数計算（第9条関係）

産業廃棄物処分場税の確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとした。

10 徴収の方法（第10条関係）

産業廃棄物処分場税の徴収については、特別徴収の方法によることとした。ただし、中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物（他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものに限る。）を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入（以下「自己搬入」という。）に対し産業廃棄物処分場税を課する場合には、申告納付の方法によることとした。

11 特別徴収義務者（第11条関係）

（1）特別徴収義務者は、最終処分業者とすることとした。

（2）知事は、特に必要があると認める場合には、最終処分業者以外の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができることとした。

（3）特別徴収義務者は、その埋立処分の用に供する最終処分場（（2）の特別徴収義務者にあつては、（2）の指定に係る最終処分場）への産業廃棄物の搬入に対して課する産業廃棄物処分場税を徴収しなければならないこととした。

12 特別徴収義務者としての登録（第12条関係）

（1）11（1）によって特別徴収義務者となるべき者は、最終処分場において埋立処分を業として開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならないこととした。

（2）11（2）によって特別徴収義務者としての指定を受けた者は、当該指定を受けた日から3日以内に、特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならないこととした。

（3）（1）又は（2）の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項（（2）の登録を申請する場合にあつては、エに掲げる事項を除く。）を記載しなければならないこととした。

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 最終処分場の所在地及び名称

ウ 最終処分場の規模

エ 事業開始年月日

オ その他知事が必要であると認める事項

（4）知事は、（1）又は（2）の登録の申請があつた場合には、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処分場税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付することとした。

（5）（4）の証票の様式は、規則で定めることとした。

（6）（4）の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならないこととした。

（7）（4）の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならないこととした。

（8）（4）の証票の交付を受けた者は、最終処分場に係る産業廃棄物処分場税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならないこととした。

（9）（1）又は（2）の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならないこととした。

（10）（9）の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、（3）に掲げる事項を記載しなければならないこととした。

13 申告納入（第13条関係）

（1）特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならないこととした。た

だし、最終処分場において業として行う埋立処分を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき当該廃止又は休止に係る最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納入しなければならないこととした。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

(2) 知事は、必要があると認める場合には、(1)にかかわらず、別に納入に係る期間及び期限を指定することができることとした。

14 徴収猶予(第14条関係)

(1) 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を13(1)又は(2)の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができることとした。

(2) (1)による徴収の猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならないこととした。

(3) 徴収の猶予の通知及び徴収猶予の取消しについては、法と同様とすることとした。

(4) (1)により徴収を猶予した産業廃棄物処分場税に係る徴収金については、法に規定する督促状を発する期間と異なる期間として条例で定める期間は、その猶予した期間の末日から20日以内とすることとした。

15 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除(第15条関係)

(1) 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処分場税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処分場税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、14(1)により徴収を猶予しているときその他その産業廃棄物処分場税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することとした。

(2) (1)により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならないこととした。

(3) 知事は、(1)により産業廃棄物処分場税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができることとした。

(4) 知事は、(1)による申請があつた場合においては、(1)又は(3)の措置をとるかどうかについて、その申請があつた日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならないこととした。

16 納税義務者としての登録(第16条関係)

(1) 10のただし書によって産業廃棄物処分場税を申告納付すべき者(以下「納税義務者」という。)は、自己搬入を開始しようとする日の5日前までに、納税義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならないこととした。

(2) (1)の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。

- ア 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- イ 最終処分場の所在地及び名称
- ウ 最終処分場の規模
- エ 自己搬入の開始年月日
- オ その他知事が必要であると認める事項

(3) 知事は、(1)の登録の申請があった場合には、その申請をした者を納税義務者として登録するとともに、その旨をその者に対し通知することとした。

(4) (1)の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならないこととした。

(5) (4)の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、(2)に掲げる事項を記載しなければならないこととした。

17 申告納付（第17条関係）

(1) 納税義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内における自己搬入に係る産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならないこととした。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける当該廃止し、又は休止した最終処分場への自己搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納付しなければならないこととした。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

(2) 知事は、必要があると認める場合には、(1)にかかわらず、別に納付に係る期間及び期限を指定することができることとした。

18 期限後申告及び修正申告納付（第18条関係）

(1) 納税義務者は、17(1)又は(2)の納期限後においても、19の決定の通知があるまでは、17(1)によって申告納付することができることとした。

(2) 17(1)、(1)若しくは(2)によって申告書若しくは修正申告書を提出した納税義務者又は更正若しくは決定を受けた納税義務者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならないこととした。

19 更正及び決定に関する通知（第19条関係）

法の規定による更正又は決定の通知、法の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行うこととした。

20 不足金額等の納入手続（第20条関係）

(1) 19の通知書を受理した特別徴収義務者又は納税義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、不足金額（法に規定する不足金額をいう。）、過少申告加算金額（法に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（法に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならないこととした。

(2) (1)の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、19の通知をした日から1月を経過した日とする事とした。

21 納期限後に納入し、又は納付する場合の延滞金（第21条関係）

(1) 特別徴収義務者等は、13(1)若しくは(2)又は17(1)若しくは(2)の納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下21において同じ。）後にその納入金（不足金額を含む。）を納入し、又は産業廃棄物処分場税（18(2)による修正により増加した税額及び不足金額を含む。）を納付する場合においては、当該納入金額又は産業廃棄物処分場税額に、その納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる金額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入書又は納付書によって納入し、又は納付しなければならないこととした。

(ア) 不足金額	当該不足金額に係る20(2)の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(イ) 18(2)による修正により増加した税額	18(2)の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる金額以外の金額	当該金額に係る13(1)若しくは(2)又は17(1)若しくは(2)の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) (1)の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとした。

(3) (1)の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとした。

(4) 知事は、14(1)により徴収の猶予をした場合においては、その徴収を猶予した産業廃棄物処分場税（不足金額を除く。）に係る(1)の延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除することとした。

22 延滞金の割合の特例（第22条関係）

当分の間、21(1)に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、21(1)にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下22において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とすることとした。

23 納税管理人の申告等（第23条関係）

(1) 特別徴収義務者等は、鳥取県の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、その埋立処分の用に供する最終処分場（11(2)の特別徴収義務者にあつては、11(2)の指定に係る最終処分場）の所在地を管轄する県税事務所の管内（以下(1)において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならないこととした。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とすることとした。

(2) (1)にかかわらず、特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物処分場税の徴収の確保に支障がないことについて、あらかじめ規則で定める申請書を知事に提出してその認定を受けた

ときは、納税管理人を定めることを要しないこととした。

24 納税管理人に係る不申告に関する過料（第24条関係）

(1) 23(2)の認定を受けていない特別徴収義務者等で23(1)の承認を受けていないものが23(1)によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科することとした。

(2) (1)の過料の額は、その情状により知事が定めることとした。

(3) (1)の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とすることとした。

25 帳簿等の保存義務（第25条関係）

特別徴収義務者等は、最終処分場への産業廃棄物の搬入について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下25において同じ。）若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）を、当該記載し、又は記録した産業廃棄物の搬入に係る13(1)若しくは(2)又は17(1)若しくは(2)の納期限の翌日から5年間保存しなければならないこととした。

ア 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の重量

イ アの産業廃棄物のうち課税対象とならない搬入に係るものの重量及びその理由

ウ その他知事が必要と認める事項

26 知事権限の委任（第26条関係）

(1) この条例に規定する産業廃棄物処分場税に係る徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、最終処分場の所在地を管轄する県税事務所長に委任することとした。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が別に指定する県税事務所長に委任することとした。

(2) 知事は、(1)によって委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所長に指示することができることとした。

27 用途（第27条関係）

知事は、県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならないこととした。

28 規則への委任（第28条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

29 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

(3) 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第54号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例

(設置)

第1条 日野郡における諸課題に関する住民の意見を県政に反映させ、もって同郡の地域の発展と住民福祉の向上に資するため、鳥取県日野郡民行政参画推進会議を置く。

(所掌事務)

第2条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 日野郡内における総合的かつ計画的な県政の運営を図るための指針について調査審議し、知事に意見を述べること。
- (2) 日野郡内で実施される県の事業について調査審議し、知事に意見を述べること。
- (3) その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、応募資格者のうち10人以上の者の推薦を得て公募に応募した者(以下「応募者」という。)から、次の各号の規定を順次適用して選出された者を、知事が任命する。

- (1) 公募の開始の日において年齢満40年未満の応募者から、男性及び女性それぞれ3人を、抽選により選出する。ただし、当該応募者のうち男性又は女性の人数が2人以下である場合は、当該2人以下である男性又は女性(以下この号において「少数者」という。)を選出するとともに、年齢満40年未満の少数者以外の応募者から、6人から少数者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。
- (2) 前号の規定により選出された者以外の応募者から、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める人数の者を、抽選により選出する。ただし、同表の左欄に掲げる区分ごとの男性又は女性的人数が同表の右欄に定める人数(当該人数が2つある場合には、いずれか少ない人数。以下この号において同じ。)に満たない場合は、当該人数に満たない男性又は女性(以下この号において「少数者」という。)を選出するとともに、少数者と同性の少数者以外の応募者(前号の規定により選出された者を除く。)から、同表の右欄に定める人数から少数者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

区 分	人 数		
	男性	女性	計
日南町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の外国人登録原票に記載された居住地（以下「居住地」という。）が日南町である者	4人	4人	8人
日野町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が日野町である者	2人 又は 3人	2人 又は 3人	5人
江府町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が江府町である者	2人 又は 3人	2人 又は 3人	5人
溝口町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が溝口町である者	3人	3人	6人

(3) 前2号の規定により選出された者以外の応募者から、30人から前2号の規定により選出された者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

2 この条例に定めるもののほか、前項の規定による委員の公募及び抽選に関し必要な事項は、規則で定める。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(応募資格者)

第5条 前条第1項の応募資格者とは、次条各号に掲げる者のいずれかに該当する者のうち、次に掲げる者以外の者をいう。

(1) 就任について公選又は議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職に属する地方公務員

(2) 常勤の地方公務員及び国家公務員（臨時的に任用される者を除く。）

(3) 公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者又は公職にある者

(推薦をできる者)

第6条 第4条第1項に規定する推薦をできる者は、公募の開始の日において次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満18年以上の日本国民で日南町、日野町、江府町又は溝口町の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 次に掲げる年齢満18年以上の外国人で居住地が日南町、日野町、江府町又は溝口町であるもの

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

ウ 出入国管理及び難民認定法による在留資格をもって3年以上在留する者（ア及びイに掲げる者を除く。）

(失職)

第7条 委員は、第5条各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなったときは、その職を失う。

(会長)

第8条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、鳥取県日野郡民行政参画推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第9条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議の会議は、知事が招集し、会長が議長となる。

2 知事は、委員総数の3分の1以上の数の委員から招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(意見の取扱い)

第10条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員が会議で述べた意見をすべて知事に提出するものとする。

2 知事は、鳥取県日野郡民行政参画推進会議から提出された意見を精査した上で、これを尊重し、日野郡の地域の発展と住民福祉の向上のため、県政に反映させるものとする。

(庶務)

第11条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議の庶務は、鳥取県日野総合事務所において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の運営に関し必要な事項は、鳥取県日野郡民行政参画推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、施行の日から起算して4年を経過した日に、その効力を失う。

鳥取県産業廃棄物処分場税条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

鳥取県産業廃棄物処分場税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、産業廃棄物処分場税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めるものとする。

(課税)

第2条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第731条第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を課する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(2) 中間処理産業廃棄物 発生から埋立処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物

を処分した後の産業廃棄物をいう。

- (3) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設で鳥取県の区域内に所在するものをいう。
- (4) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第4項又は第14条の4第4項の規定による鳥取県知事(以下「知事」という。)の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- (5) 特別徴収 産業廃棄物処分場税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
- (6) 特別徴収義務者 特別徴収によって産業廃棄物処分場税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
- (7) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき産業廃棄物処分場税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
- (8) 納入金 特別徴収義務者が徴収し、かつ、納入すべき産業廃棄物処分場税をいう。
- (9) 徴収金 県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (10) 納入書 特別徴収義務者が産業廃棄物処分場税に係る徴収金を納入するために用いる文書で、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいう。
- (11) 申告納付 納税者がその納付すべき産業廃棄物処分場税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
- (12) 納付書 納税者が産業廃棄物処分場税に係る徴収金を納付するために用いる文書で、納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。
- (13) 納入通知書 法及びこの条例の規定により科せられた過料その他収入金の額及びその納期限等をその者に対し告示するために県が作成する文書をいう。

2 この条例の規定の適用については、最終処分場に搬入される廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物は、産業廃棄物とみなす。

(賦課徴収)

第4条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号ウ中「入猟税」とあるのは「入猟税及び産業廃棄物処分場税」と、同条例第7条第1項及び第2項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)」と、同条例第18条第1項中「この条例及びこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例又は鳥取県産業廃棄物処分場税条例及びこれらに基づく規則」と、同条例第19条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例」とする。

(納税義務者等)

第5条 産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(次に掲げる搬入を除く。)に対し、中間処理産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下この条において「未処理産業廃棄物」という。)にあっては事業活動に伴って当該搬入に係る未処理産業廃棄物を生じさせた者(以下この条において「排出者」という。)に、中間処理産業廃棄物にあっては産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした者(以下「中間処理者」という。)に課する。

- (1) 中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものを除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入
- (2) 排出者が自ら生じさせた未処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入(課税免除)

第6条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物処分場税を課さない。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下

水道から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びにこれら进行处理した後のもの並びに当該汚泥の焼却施設において発生するばいじん

(2) その他知事が別に定める産業廃棄物

(課税標準)

第7条 産業廃棄物処分場税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(税率)

第8条 産業廃棄物処分場税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(端数計算)

第9条 産業廃棄物処分場税の確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(徴収の方法)

第10条 産業廃棄物処分場税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものに限る。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入(以下「自己搬入」という。)に対し産業廃棄物処分場税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第11条 特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、特に必要があると認める場合には、最終処分業者以外の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 特別徴収義務者は、その埋立処分の用に供する最終処分場(前項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場)への産業廃棄物の搬入に対して課する産業廃棄物処分場税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

第12条 前条第1項の規定によって特別徴収義務者となるべき者は、最終処分場において埋立処分を業として開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定によって特別徴収義務者としての指定を受けた者は、当該指定を受けた日から3日以内に、特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

3 前2項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項(前項の登録を申請する場合にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 最終処分場の所在地及び名称

(3) 最終処分場の規模

(4) 事業開始年月日

(5) その他知事が必要であると認める事項

4 知事は、第1項又は第2項の登録の申請があつた場合には、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処分場税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

5 前項の証票の様式は、規則で定める。

6 第4項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

7 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

8 第4項の証票の交付を受けた者は、最終処分場に係る産業廃棄物処分場税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。

9 第1項又は第2項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日か

ら5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

10 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第3項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(申告納入)

第13条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場において業として行う埋立処分を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき当該廃止又は休止に係る最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間及び期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第14条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を前条第1項又は第2項の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 法第15条第4項及び第15条の3の規定は、第1項の規定による徴収の猶予について準用する。

4 第1項の規定により徴収を猶予した産業廃棄物処分場税に係る徴収金については、法第733条の22第2項の期間は、その猶予した期間の末日から20日以内とする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処分場税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処分場税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収を猶予しているときその他その産業廃棄物処分場税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により産業廃棄物処分場税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の規定による申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税義務者としての登録)

第16条 第10条ただし書の規定によって産業廃棄物処分場税を申告納付すべき者(以下「納税義務者」という。)は、自己搬入を開始しようとする日の5日前までに、納税義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請

しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 最終処分場の所在地及び名称
- (3) 最終処分場の規模
- (4) 自己搬入の開始年月日
- (5) その他知事が必要であると認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請があった場合には、その申請をした者を納税義務者として登録するとともに、その旨をその者に対し通知するものとする。

4 第1項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

5 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(申告納付)

第17条 納税義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内における自己搬入に係る産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける当該廃止し、又は休止した最終処分場への自己搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間及び期限を指定することができる。

(期限後申告及び修正申告納付)

第18条 納税義務者は、前条第1項又は第2項の納期限後においても、次条に規定する決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した納税義務者又は法第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた納税義務者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(更正及び決定に関する通知)

第19条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(不足金額等の納入等の手続)

第20条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者又は納税義務者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、不足金額(法第733条の17第1項に規定する不足金額をいう。次条において同じ。)、過少申告加算金額(法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。))又は重加算金額(法第733条の19第1項又は第2項に規定する重加算金額をいう。))があるときは、

それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならない。

- 2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

(納期限後に納入し、又は納付する場合の延滞金)

第21条 特別徴収義務者等は、第13条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその納入金(不足金額を含む。)を納入し、又は産業廃棄物処分場税(第18条第2項の規定による修正により増加した税額及び不足金額を含む。)を納付する場合においては、当該納入金額又は産業廃棄物処分場税額に、その納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる金額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入書又は納付書によって納入し、又は納付しなければならない。

(1) 不足金額	当該不足金額に係る前条第2項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2) 第18条第2項の規定による修正により増加した税額	第18条第2項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(3) 前2号に掲げる金額以外の金額	当該金額に係る第13条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

- 2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 第1項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 知事は、第14条第1項の規定により徴収の猶予をした場合においては、その徴収を猶予した産業廃棄物処分場税(不足金額を除く。)に係る第1項の延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(延滞金の割合の特例)

第22条 当分の間、前条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(納税管理人の申告等)

第23条 特別徴収義務者等は、鳥取県の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、その理立処分の用に供する最終処分場(第11条第2項の特別徴収義務者にあっては、同項の指定に係る最終処分場)の所在地を管轄する県税事務所の管内(以下この項において「管内」という。)に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物処分場税の徴収の

確保に支障がないことについて、あらかじめ規則で定める申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第24条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者等と同条第1項の承認を受けていないものが、同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿等の保存義務)

第25条 特別徴収義務者等は、最終処分場への産業廃棄物の搬入について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)若しくは電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)を、当該記載し、又は記録した産業廃棄物の搬入に係る第13条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の納期限の翌日から5年間保存しなければならない。

(1) 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の重量

(2) 前号の産業廃棄物のうち課税対象とならない搬入に係るものの重量及びその理由

(3) その他知事が必要と認める事項

(知事権限の委任)

第26条 この条例に規定する産業廃棄物処分場税に係る徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、最終処分場の所在地を管轄する県税事務所長に委任する。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が別に指定する県税事務所長に委任する。

2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所長に指示することができる。

(使途)

第27条 知事は、県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

3 第12条第1項の規定による特別徴収義務者としての登録及び第16条第1項の規定による納税義務者としての登録は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

4 この条例の施行の前日において最終処分場において埋立処分を業として行っている者に係る第12条の規定の適用については、同条第1項中「最終処分場において埋立処分を業として開始しようとする日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

5 この条例の施行の前日において自己搬入を行っている者に係る第16条の規定の適用については、同条第1項中「自己搬入を開始しようとする日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(検討)

- 6 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

